

令和6年度「遠軽町就学援助制度」のお知らせ

遠軽町では、学用品の購入代や学校給食費など、学校生活に欠かすことのできない経費の負担が困難と認められる小・中学生のお子様がいるご家庭に対し、一定の経費を援助する就学援助制度を実施しています。

就学援助制度による援助を希望されるご家庭は、下記事項をご確認のうえ、お子様が通う学校へ申請書を提出してください。

（昨年度に認定を受けた方、入学前に新入学学用品費の支給を受けた方も、今回、新たに申請する必要があります。）



対象となる世帯について

- ① 要保護者 【生活保護法（教育扶助）の認定を受けている世帯】
- ② 準要保護者 【前年度または本年度において、次のいずれかに該当する世帯】
 - （ア）生活保護を「停止」または「廃止」された世帯
 - （イ）町民税が「非課税」または「減免」されている世帯
 - （ウ）個人の事業税の「減免」、固定資産税が「減免」されている世帯
 - （エ）国民年金の「掛金の減免」、国民健康保険の「保険税の減免または徴収の猶予」を受けている世帯
 - （オ）児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - （カ）生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている世帯
 - （キ）その他、災害や保護者の経済的理由により、児童生徒の就学が困難であると認められる世帯（保護者の失業等による収入減少、長期療養等による家計の急変等）

認定となるおおよその目安 ※家族構成や年齢によって異なります※

モデル世帯	認定となるおおよその収入額
家族4人 父（42歳）母（38歳）子（中学1年）子（小学5年）	3,600,000円
家族3人 父（38歳）母（37歳）子（中学2年）	3,100,000円
家族3人 母（39歳）子（中学1年）子（小学4年）	3,300,000円
家族2人 母（41歳）子（小学6年）	2,500,000円

申請手続きの注意

- ① 申請書に記載する「世帯構成」は、実際に生活されている家族（祖父母等）全員をご記入ください。世帯が別であっても『同一住所の家族』や『生計が同一の単身赴任の家族』なども記入してください。
- ② 認定により給与を受ける援助費は、学校で必要とする費用に使用してください。目的外使用は禁止です。
- ③ 虚偽の申請を行った場合は、認定の取り消し又はすでに給与された援助費を返納していただきます。
- ④ 認定の可否に関わらず、学校で徴収する経費（教材費など）は、各学校の指示に従ってください。
（援助費は『滞納』に対する経費ではありませんので十分ご理解ください。）

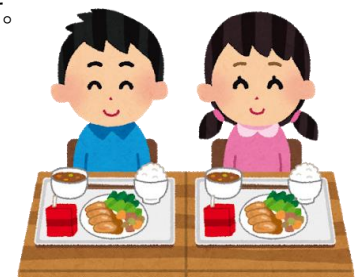
就学援助費の支給費目

(要保護者は修学旅行費及び医療費のみ対象)

※記載している支給見込額は令和5年度のもの

支給費目	内 容	支給学年	支給見込額
学用品費	学用品（カバン、文房具等）購入経費	全学年	小/11,630円(年) 中/22,730円(年)
通学用品費	通学用品（靴、傘等）購入経費	小1、中1除く	小中ともに/ 2,270円(年)
校外活動費	宿泊を伴わない校外活動費に係る交通費 及び見学料	実施学年のみ	小/ 1,600円(年) 中/ 2,310円(年)
体育実技用具購入費	スキー授業に必要な用具購入経費	小1、小4、 中1 ※1	小/26,500円(上限) 中/38,030円(上限)
新入学児童生徒学用品費	小、中学校入学時準備費用に係る経費	新小1、新中1 ※2	小/54,060円(年) 中/63,000円(年)
修学旅行費	修学旅行に係る経費	実施学年のみ	小中ともに/ 実費相当額
クラブ活動費	用具購入費又は活動を行う児童生徒が負担すべき経費	部活動等所属者の のみ ※3	小/ 2,760円(年) 中/30,150円(年)
生徒会費	生徒会費等を徴収している学校で児童生徒が負担すべき経費	全学年	小/ 4,650円(上限) 中/ 5,550円(上限)
P T A会費	P T A活動経費	全学年	小/ 3,450円(上限) 中/ 4,260円(上限)
卒業アルバム代	卒業アルバム及び卒業写真の購入に係る経費	小6、中3 ※4	小/ 11,000円(上限) 中/ 8,800円(上限)
学校給食費	各校で提供される給食に係る経費	全学年 ※4	小中ともに/ 実費相当額
医療費	就学に支障がある場合の治療に係る経費	全学年 ※5	小中ともに/ 自己負担額
オンライン学習通信費	オンライン学習を実施する際に必要となる通信費に係る経費	全学年 ※6	小中ともに/ 14,000円(上限)

- ※1 支給学年時に購入しなかった場合で、翌年度も認定になった場合は、支給対象となる場合があります。
- ※2 入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合（遠軽町、他市町村問わず）は、今回の申請により認定を受けても重複して支給することはできません。
- ※3 小学校は金管バンド所属者のみ、中学校は部活動所属者のみが対象です。
- ※4 学校及び学年によって金額が異なります。
- ※5 治療を受ける場合は、各学校へ医療券の発行を申し出てください。
医療券発行前に治療を受けた場合は、後日、保護者指定の金融機関へお支払いしますので、領収書は必ず保管願います。



【対象となる疾病】 ※学校安全保健法で規定されている疾病に限る※
トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、
アデノイド、むし歯（齲蝕）、寄生虫病

- ※6 I C Tを通じた教育を行うため、学校長もしくは教育委員会が正規の教材として指定するもの、又は、正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用で、家庭で負担する額）を対象とします。

【お問合せ先】 遠軽町教育委員会総務課（学校教育担当） 電話（0158）42-2191